

## 8 月 1 日より失業給付の支給額が変わりました

### ◆2013 年より若干の引下げ

離職者に支給される雇用保険の失業手当の額は、毎年、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減によって毎年 8 月 1 日にその額が変更されますが、2014 年度は、2013 年度の平均定期給与額が前年比で約 0.2%減少したことから、全体に若干の引下げとなりました。

### ◆変更後の支給額

失業手当の日額は年齢に応じて上限額が定められており、下限額は全年齢共通で定められています。

上限額は、29 歳以下の方は 6,390 円（15 円減額）、30～44 歳の方は 7,100 円（15 円減額）、45～59 歳の方は 7,805 円（25 円減額）、60～64 歳の方は 6,709 円（14 円減額）となっています。

下限額は、1,840 円（8 円減額）です。

なお、実際に支給される日額は、離職時の賃金日額に 50～80%の給付率を掛けて算出されます。

失業手当は、失業認定期間（28 日）中に自己の労働による収入がある場合、収入を得た日については減額支給されることとなりますが、この控除額も 1,286 円（3 円減額）と、引き下げられています。

### ◆就業促進手当の上限額も引下げ

再就職手当・常用就職支度手当の算定における失業手当の日額の上限額は、59 歳以下の方は 5,825 円（15 円減額）、60～64 歳の方は 4,720 円（9 円減額）となります。

就業手当の 1 日当たり支給額の上限額は、59 歳以下の方は 1,747 円（5 円減額）、60～64 歳の方は 1,416 円（2 円減額）となります。

### ◆高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額も引下げ

高年齢雇用継続給付の支給額は、60 歳以上 65 歳未満の各月の賃金が 60 歳時点の賃金の 61%以下に低下した場合は各月の賃金の 15%相当額、60 歳時点の賃金の 61%超 75%未満に低下した場合は、その低下率に応じて各月の賃金の 15%相当額未満の額となり、支給限度額を超えて賃金が支給された場合には支給されません。

この支給限度額が、340,761 円（781 円減額）となっています。